守山区不発弾処理に伴う警戒区域の設定について

名古屋市守山区小幡南三丁目802番1 (小幡南三丁目8番3号先) において発見された不発弾を処理するにあたり、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第63条第1項の規定により、次のとおり警戒区域を設定します。

1 日時

令和5年7月30日(日)9時00分から処理作業完了まで

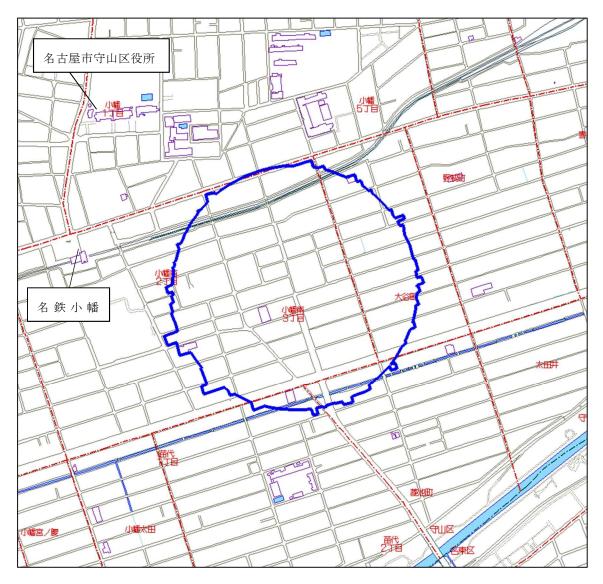
2 警戒区域の範囲

処理現場を中心に約300メートル (別図参照)

3 警戒区域内の避難対象学区

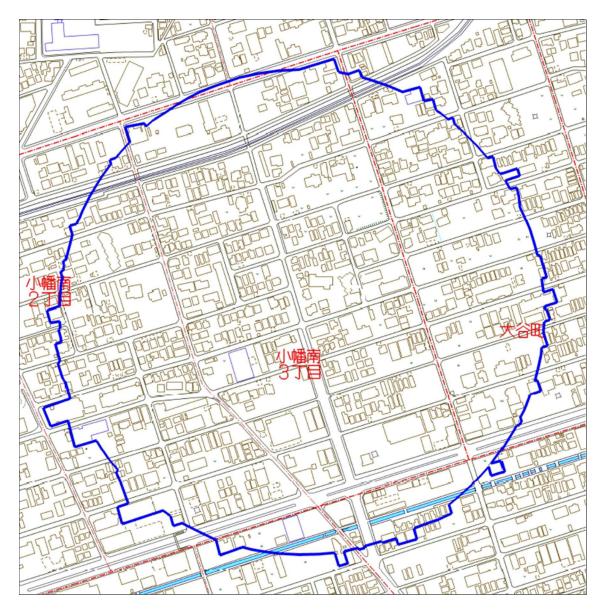
守山区苗代学区の一部

警戒区域図 (広域)



出典:株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成

警戒区域図 (拡大)



出典:株式会社ゼンリン この地図は株式会社ゼンリンの地図データをもとに名古屋市が作成